令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　上里町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	99.0　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	111.1　%
全職員	75.6　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	（該当なし）%
本庁課長相当職	96.1　%
本庁課長補佐相当職	96.8　%
本庁係長相当職	100.1　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－　%
３１～３５年	93.7　%
２６～３０年	98.5　%
２１～２５年	96.7　%
１６～２０年	91.1　%
１１～１５年	94.3　%
６～１０年	102.3　%
１～５年	100.2　%

【説明欄】

１　任期の定めのない常勤職員について

勤続年数別１～５年においては、他自治体からの割愛人事異動者等が含まれており、その影響を除いた場合の、男性に対する女性の給与の割合は111.1%である。

２　任期の定めのない常勤職員以外の職員数について

会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員は所定勤務時間(7.75時間/日)、所定勤務日数(５日/週）を用いてフルタイム任用職員に換算して算出した。

例：31時間/週（7.75時間/日、４日/週）勤務の場合→31時間÷38時間45分＝0.80月・人

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。